

「事業系一般廃棄物」は家庭ごみ用指定袋(黄色)で「ごみステーション」などに出すことはできません。

事業所から出る一般廃棄物(可燃ごみ)の袋が、8月1日(月)から「無色透明」の袋で90リットル以内のものに統一されます。
 家庭ごみと同じようなものでも、事業所から出れば、「事業系一般廃棄物」となります。
 ※袋は市販のものをご利用ください。

事業系「ごみ袋の色が「無色透明」になります

事業所の方へ

「事業系一般廃棄物(可燃ごみ)」を処分する方法

①	排出事業者が、市の一般廃棄物収集運搬許可業者と収集運搬契約をし、事業系可燃ごみとして無色透明の袋で出す。
②	排出事業者が、自ら焼却場に持ち込み処分する。 (本庁・双海地区) → 三秋清掃センター (中山地区) → 内山衛生事務組合

市民生活課 (内線 535・536)

6月議会

傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

6月市議会定例会の日程

月	日	内 容
6	9(木)	本会議 議案上程・提案理由の説明
	13(月)	本会議 議案質疑・委員会付託
	17(金)	本会議 一般質問
	20(月)	本会議 一般質問
	21(火)	委員会 常任委員会(産業建設委員会)
	22(水)	委員会 常任委員会(総務委員会)
	23(木)	委員会 常任委員会(民生文教委員会)
	29(水)	本会議 1. 委員長報告(質疑・討論・表決) 2. その他

■問い合わせ 議会事務局 (内線606・607)

人の動き (4月末日現在)

人口	39,396人 (-16)
男	18,430人 (+2)
女	20,966人 (-18)
世帯	15,642世帯 (+35)
出生	19人 (-10)
死亡	44人 (-4)

※外国人を含めた数値。()は前月比。

市内の交通事故状況 (4月末日現在)

	4月	累計	前年比
発 生	11件	48件	-15件
死 者	0人	0人	-1人
傷 者	12人	61人	-24人

市内の街頭犯罪等発生状況 (4月末日現在)

	4月	累計	前年比
侵 入 盗	4件	10件	-6件
自 動 車 盗	0件	0件	-1件
オートバイ盗	1件	5件	+1件
自 転 車 盗	3件	7件	-12件
車上ねらい	0件	4件	-11件

水道の休日当直当番業者

月	日	指定工事事業者	電 話
6	4(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	5(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	11(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	12(日)	(有)升田金物店	出 淵 967-0067
	18(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	19(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	25(土)	友澤設備	大 平 982-1381
7	26(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	2(土)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	3(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450

※水道メーターから宅地側の修理は自己負担。

※業者への依頼は、8:00~17:00。

市税の納期 (6月)

	納期限	口座引落日
市民税・県民税 (第1期)	6月30日(木)	6月27日(月)

雨水を利用して、節水をしましょう

雨水タンクの設置などに上限3万円を補助

市民生活課(内線535・536)

節水型まちづくりの一環として、雨水貯留施設を設置する方に補助金を交付しています。

■補助の対象者

・市内で自らが居住する住宅(店舗事務所などの併用住宅を含む)の敷地内に設置する方

・市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していない方

■対象となる雨水貯留施設

屋根やベランダに降った雨水を利用するために貯留する施設で、次のいずれにも該当するもの

○貯留容量が100リットル以上で、市販されているもの

○水漏れしないもの

○貯留した雨水を汚染することがなく、かつ、日光を遮断できる材質、または構造であるもの

○貯留した雨水の蒸発およびほこりなどの混入の防止、ならびに内部の清掃が可能な構造であるもの

■補助金額

購入価格の2分の1以内(上限

3万円)

※本体価格および本体に付属する設備価格の合計額(税込)

■申請に必要なもの

・申請書(市の所定の様式)

・購入代金の支払いを証明できる書類

・雨水貯留施設の貯留容量・材質などの仕様を明示した書類

・設置状況を示す写真(遠景・近景各1枚)

・住宅などを借りている場合は、所有者の承諾書

※雨水貯留施設を購入する際は、雨どいの形状や大きさなど、設置ができるかどうか、販売者とよく相談ください。

不用となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する場合も、補助金を交付しています。詳しくは、下水道課(内線585)にお問い合わせください。

倒産、解雇、雇い止めなどによって離職した方へ

非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

税務課(内線533)

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによって離職(特定理由離職者)した方の国民健康保険税が申告により軽減されます。

■対象者

平成21年3月31日以降に離職した65歳未満の方(離職日の時点で、

①雇用保険の特定受給資格者

(例:倒産・解雇など)

②雇用保険の特定理由離職者

(例:雇い止めなど)

として求職者給付(基本手当など)の受給資格を持つている方

※雇用保険受給資格者証の離職理由が、11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方。

※高齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

■軽減の内容 対象者の前年の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険税の所得割額を算定。

■軽減の期間 離職日の翌日から翌年度末までの期間。ただし、平成21年3月31日から平成22年3月

30日の間に離職した方は、平成22年度分のみ軽減の対象。

※雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受ける期間とは異なります。

※申告が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険(会社の健康保険など)に加入するなど、国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

※軽減対象期間内に再離職し、国民健康保険に加入したときは、残っている対象期間について国民健康保険税の軽減を受けられる場合があります。

軽減を受けるには 申告が必要です。

■申告に必要なもの

○雇用保険受給資格者証

○印鑑(認印)

○国民健康保険被保険者証

「耐震改修住宅」「バリアフリー改修住宅」「省エネ改修住宅」

固定資産税の減額について

税務課(内線534)

既存住宅を改修した場合、一定の要件を満たすと固定資産税が減額される制度があります。対象となる方は、税務課固定資産税担当までご連絡ください。

	耐震改修住宅	バリアフリー改修住宅	省エネ改修住宅
対象	昭和57年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅	平成19年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅(賃貸住宅は除く)	平成20年1月1日以前から所在する居住割合が2分の1以上の住宅(賃貸住宅は除く)
要件	①平成18年1月1日～平成27年12月31日に改修工事が完了 ②改修工事に要した費用が30万円以上 ③改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出 ※申告書に、耐震基準適合住宅証明書を添付すること。	①平成19年4月1日～平成25年3月31日に改修工事が完了 ②次のいずれかの改修工事が行われている ア. 廊下などの拡幅 イ. 浴室・トイレの改良 ウ. 手すりの取り付け など ③改修工事に要した費用の自己負担額(補助金を除く)が30万円以上 ④高齢者、障害者などが、⑤の申告の時点で居住している ⑤固定資産税の納税義務者が、改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出	①平成20年4月1日～平成25年3月31日に改修工事が完了 ②次の改修工事(アを含めた工事を行うこと) ア. 窓の断熱(必須) イ. 天井などの断熱 ウ. 壁の断熱 エ. 床などの断熱 ③改修工事に要した費用が30万円以上 ④改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出 ※申告書に、熱損失防止改修工事証明書を添付すること。
減額される額	対象住宅の固定資産税額の2分の1(120㎡相当額まで)	対象住宅の固定資産税額の3分の1(居住面積100㎡相当額まで)	対象住宅の固定資産税額の3分の1(居住面積120㎡相当額まで)
減額期間	①平成22～24年の改修⇒工事完了の翌年度から2年度分 ②平成25～27年の改修⇒工事完了の翌年度分	1年間(改修工事が完了した年の翌年度分に限る)	1年間(改修工事が完了した年の翌年度分に限る)
その他	バリアフリー改修・省エネ改修は、耐震改修や新築住宅の減額制度との併用適用はありません。		

任期満了(7月19日)に伴う

伊予市農業委員会
委員選挙が行われます

■選挙の告示日

7月3日(日)

■選挙の期日(投票日)

7月10日(日)

■選挙区・定数

○第1選挙区 15人

本庁地区

○第2選挙区 15人

中山・双海地区

■投票について

投票ができる人は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人です。

■立候補説明会について

6月上旬を予定

■問い合わせ

伊予市選挙管理委員会(内

線583・584)

厚生年金に加入していた方が退職した場合

退職(失業)による国民年金保険料の減免制度

健康保険課(内線547)

会社などに勤めていて、職場の厚生年金に加入していた方が退職(失業)すると、国民年金への加入手続きを行い、月額15020円(平成23年度の保険料を納めるようになりまます。

しかし、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請によって納付を免除(全額免除、または一部納付)することができる制度があります。

その際、申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。この制度では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

■扶養されている配偶者の方

退職(失業)した方の配偶者も、国民年金への加入となります。

で、保険料を納めるようになりませんが、退職(失業)した方がこの特例免除に該当すれば、同時に申請をすることによって免除が認められます。

■申請の手続き

次のものを持って健康保険課各地域事務所、または年金事務所へ申請してください。

- ① 年金手帳、または納付書など、基礎年金番号がわかるもの
- ② 印鑑(認印)
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証、離職票など)

免除された期間は、10年以内「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

■問い合わせ

松山西年金事務所(☎92515105)、または健康保険課

母子家庭の方へ

医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課(内線524)

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(木)までです。忘れずに更新手続きをしてください。

■受付期間

6月6日(月)～21日(火)(8時30分～17時15分、土・日曜日は除く)

■受付場所 健康保険課、または各地域事務所

■対象者 児童を監督、保護して

おり、所得税の納付義務のない方

■持参するもの

- 健康保険証
- 今お持ちの医療費受給者証
- 平成22年分源泉徴収票(コピー可)、または平成22年分確定申告書の写し、それ以外の方は、平成23年度課税(所得)証明用同意書
- 申請書(事前に送付します。)
- 印鑑(認印)

事業所の方へ

計量器(はかり)の定期検査を行います

産業経済課(内線573)

商取引、または証明に「はかり」を使用している事業所の方は、2年に一度の定期検査を受ける必要があります。

下記のいずれかの会場で必ず受検してください。

■検査日時・場所

日	時	場所
6月	13(月)	10:00～15:00 JAえひめ中央 中山農産物選果場
	14(火)	10:00～15:00 双海地域事務所
	15(水)	10:00～12:00 下灘コミュニティセンター
		13:30～14:30 大平地区公民館
	16(木)	10:00～11:30 上野地区公民館
13:00～15:00 中村地区公民館		
17(金)	10:00～15:00 中央公民館	

母子家庭・重度心身障害者・乳幼児の医療費、小学生の入院医療費

医療費を助成します

健康保険課(内線524)

次の条件に該当する方は、医療費の助成制度があります。助成を希望する方は、申請が必要です。※すでに受給者証をお持ちの方は申請の必要はありません。

〈母子家庭の医療費助成制度〉

20歳に満たない児童を扶養している母子家庭、準母子家庭の祖母と孫または姉と弟妹、父母のいない児童。(※家庭主(母親)に所得税が課税されている場合は対象になりません。)

〈重度心身障害者の医療費助成制度〉
身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳判定Aの方、または身体障害者手帳3・6級の方で、かつ療育手帳判定Bの方。

〈乳幼児の医療費助成制度〉

就学前(6歳に達した日以降)における最初の3月末日)までの方
〈小学生の入院医療費助成制度〉
4月1日以降に入院した小学生。(※受給者証はありません。必ず申請が必要です。)

伊予市消費者相談窓口からのお知らせ

つながって支えあって 消費者力

訪問による貴金属の買い取りに注意!

全国的にも訪問による貴金属や古着の買い取りに関する相談が増加しています。

○購入と違って、買い取りの場合はクーリング・オフができません。形見など大切なものを強引に買い取られ、後で返してほしいと言っても商品を取り戻すことは難しいのが実情です。

○査定の際は、複数の専門店と比較検討し、家族や友人にも相談しましょう。
○勧誘されても必要がなければ、はっきりと断りましょう。

産業経済課 消費者相談窓口
専用電話 ☎982-1289

月・水・金曜日は専門の相談員が対応します。

戦没者などのご遺族の方へ

第9回特別弔慰金の請求手続きの受け付け

福祉課(内線526)

公務扶助料や遺族年金などを受けていた方が、平成17年4月1日～平成21年3月31日に亡くなり、平成21年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合には、次の順番による先順位のご遺族1人が対象となります。

※前回(第8回)特別弔慰金の受給対象者は、今回対象になりません。

■対象となる方

- ① 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などの「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

※戦没者などと生計関係を有している方のうち、平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方、または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

④ ③以外の戦没者などの「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」

※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者などと生計関係を有していたが③に該当しない方

⑤ ①～④以外の戦没者などの三親等内の親族

※戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

■請求期間

平成24年4月2日まで
※請求期間を過ぎると、時効により権利が消滅しますので、請求漏れにご注意ください。

◆子ども手当(旧児童手当)を受けている方へ

6月は、現況届の提出月でしたが、今年の6月は提出する必要はありません。

快適な生活環境は下水道から

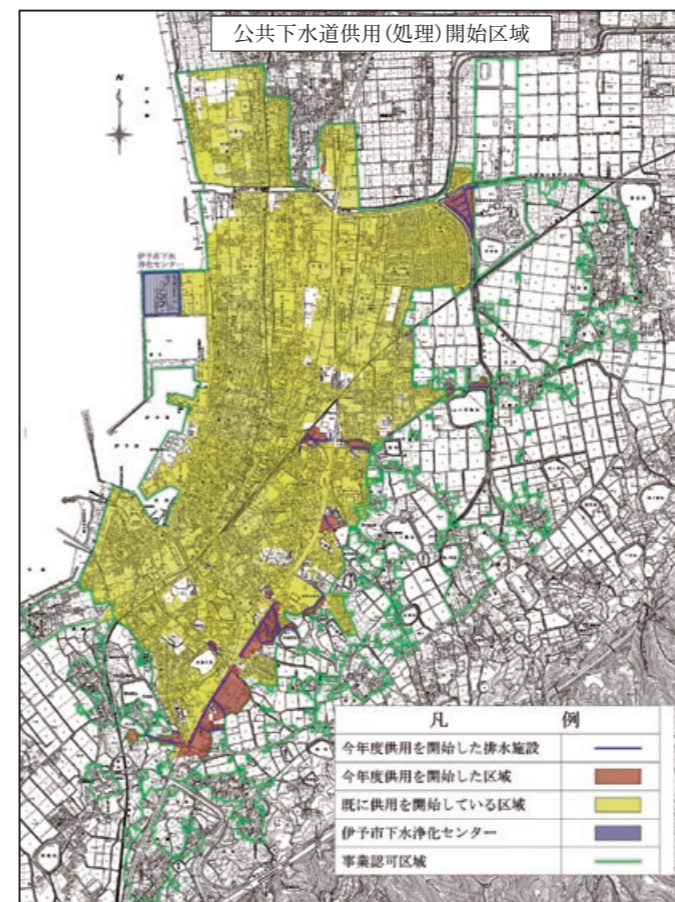
下水道を利用できる区域が拡大しました

下水道課(内線576・599)

下水道は、私たちが快適な生活を送るために、なくてはならない重要な施設です。

市では、より多くの方に下水道を利用していただけるように整備をしています。

このたび、新しく下水道を利用できる区域が拡がりました。(左図)



下水道が整備されても、各家庭などから接続されなくては、下水道本来の目的は達成されません。下水道が利用できる区域にお住まいの方は、一日も早く接続しましょう。

■排水設備の設置

トイレの水洗化について
家庭からの排水は、下水道が利用できるようになった日から、6か月以内に下水道へ流すようにしなければなりません。また、くみ取り式トイレについても、3年以上に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

■下水道への接続工事

排水設備・水洗トイレの改造工事は、市が指定した「排水設備指定工事店」でなければ工事をしてはならないことになっています。
※指定工事店については、下水道課へお問い合わせください。

■料金の支払いは

口座振替をご利用ください
下水道使用料や、下水道受益者負担金の納付は、口座振替が簡単で便利です。「口座振替申込書」に必要事項を記入し、取引金融機関の窓口へ提出してください。

水道週間

6月1日(水)～7日(火)
蛇口からあふれるぼくらの夢・未来



6月1～7日は、「水道週間」です。市では、6月1日(水)に一人暮らしの高齢者家庭を巡回訪問し、給水装置の無料点検を行います。
家庭で漏水をチェック
家の蛇口を全部閉めて、水道メーターのパイロット(銀色の部分)を確認しましょう。パイロットが回っていれば、宅内のどこかで漏水しています。市の水道指定工事業者に修理を依頼してください。
問い合わせ
水道課(内線713)

伊予市浄化槽市町村整備推進事業

中山町・双海町の浄化槽の設置を推進します

下水道課(内線576・599)

浄化槽の設置希望があれば、市が浄化槽を設置し、維持管理を行います。

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も可。

■対象となる地区

〔中山地区〕
特定環境保全公共下水道、農業集落排水計画区域以外の地区

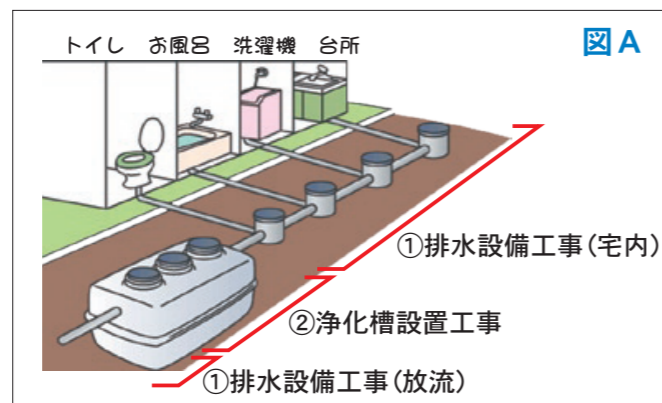
〔双海地区〕
全地区

■個人が負担する経費

○トイレの改造費や水道工事費
○トイレ・台所・風呂場などから浄化槽までの宅内排水管工事費や、浄化槽から放流先までの放流管工事費(図A①排水設備工事)
※工事については、伊予市指定の工事店で行ってください。

■分担金

浄化槽を設置するために必要な工事費(図A②浄化槽設置工事)の一部を分担金として負担していただきます。



分担金一覧表

人槽区分	分担金の額
5～10人槽	130,000円
11～15人槽	200,000円
16～50人槽	補助基準事業費の10%

※浄化槽の設置に要する経費が補助基準事業費(国が定める補助対象事業費)を超えるときは、その額を負担していただきます。

■使用料

設置後の法定検査・清掃などの維持管理費は、使用料として負担していただきます。
使用料は、2か月分を奇数月に納付していただきます。
※専用住宅は、毎年4月1日を基準日とし、人員を算定します。(中途加入の場合は、加入時の世帯員数)
※店舗・事務所などについては、設置した浄化槽の処理対象人員を世帯人員とします。

使用料(1か月分)消費税別

世帯人員	使用料
1人世帯	1,620円
2人世帯	2,390円
3人世帯	3,340円
4人世帯	3,810円
5人世帯	4,290円
6人世帯	4,770円
7人以上の世帯	4,770円に6人を超える世帯員1人につき475円を加算した額

■複数の世帯で浄化槽を

設置することができます
特殊な地形や、住宅が密集しているなど、自宅内に浄化槽を設置する場所を確保できない特別の事由があるときには、複数戸で共用処理することができます。

融資あっせんおよび

利子補給制度
市では、無利子(利子は市が負担)で借りられる、水洗便所改造資金の融資あっせん制度を設けています。

対象工事費	既設トイレの改造および排水設備工事費
借入限度額	10～50万円(1万円単位)
返済方法	毎月1万円以上(千円単位)の均等償還
要件	・返済能力があること ・市税及び浄化槽分担金を完納していること ・市長が適当と認める連帯保証人1人を有すること

皆さんの安心のために、消防は24時間活動しています

危険物無事故のゴールは譲れない！

伊予消防署 ☎ 982-10657

「危険物安全週間」

6月5日(日)～11日(土)

危険物安全週間とは

平成2年より毎年6月の第2週に実施され、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、多くの市民の方に、危険物に対する意識の高揚と、啓発を図ることを目的としています。

生活に欠かせない危険物

現在、危険物はガソリン・灯油・油性塗料などのあらゆる生活分野に浸透しており、私たちが生活するうえで多く活用されています。その反面、ひとたび取り扱いを誤れば、火災などの災害を引き起こしてしまいます。

ガソリンスタンドなど危険物を取り扱う事業所は、事業所における自主保安の重要性を再認識しましょう。また、一般家庭においては、危険物に該当する製品の取り扱い

上の注意事項をよく読んで、危険物の性質を十分理解して取り扱いようにし、事故が起こらないようにしましょう。

《危険物の貯蔵や取り扱いの注意事項》

- 規定の容器に収納すること(ガソリンは金属容器、灯油はプラスチック容器、または金属容器)
- 容器は必ず密閉し、直射日光を避け、低温で風通しの良い場所に保管すること
- 取り扱いに慣れた場合であっても、丁寧に行うこと
- 火気の近くでは、絶対に取り扱わないこと
- 子どもの手の届かない場所で保管すること



■伊予市管内の火災と救急出場件数(4月末日現在)

種別	4月分			累計		
	火災件数	本庁	1	1	本庁	2
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		2	
救急出場件数	本庁	123	166	本庁	450	598
	中山	14		中山	56	
	双海	29		双海	92	

火災・救急 → 119	
☎	火災 救急病院 案内 982-5959

消防



知識

「ファイヤーホールド」

トイレットペーパーを三角に折ることを、三角折りと呼ばれていますが、またの名を「ファイヤーホールド」ともいいます。消防士が緊急出動などの際、迅速に対応するために考案したものです。少しの時間でも節約するために始まりましたが、今ではホテルや施設などでよく見られます。

◇愛称募集◇

10月から中山、双海地域において、運行を開始する「伊予市デマンドタクシー」の愛称を募集します。

※デマンドタクシーは、乗合により送迎を行う交通手段です。

■**応募方法** 愛称、愛称の説明、住所、氏名、性別、年齢、職業(学校名)、電話番号を記入し、はがき、FAXまたはEメールでご応募ください。

■**応募期限** 6月20日(月)

■**審査** 選考委員会により1点を採用します。採用された愛称に応募が複数あった場合は、抽選とします。

■**発表** 「広報いよし8月号」で発表します。(採用者には記念品を贈呈します。)

※採用作品の著作権ほか一切の権利は伊予市に帰属します。

■**応募先・問い合わせ** まちづくり創造課(内線667、☎983-13681、Eメール matidukuri@city.iyo.lg.jp)